

松山空港国際線（ソウル線・釜山線）増便PR等業務 委託事業者 募集要領

1 目的

令和6年10月27日（日）から令和7年3月29日（土）まで、週14便へ増便される松山－ソウル線（チェジュ航空）及び週6便へ増便される松山－釜山線（エアプサン）について、同路線の魅力を発信するテレビCM等を制作・放映することにより、県内及び近隣県からのアウトバウンド利用の拡大につなげる。

2 委託業務の概要

(1) 委託名

松山空港国際線（ソウル線・釜山線）増便PR等業務

※なお、本事業は、愛媛県令和6年度9月補正予算の成立を経て実施するものであり、中止や変更があり得ることに留意すること。

(2) 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 業務内容

別添松山空港国際線（ソウル線・釜山線）増便PR等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 予算額

14,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

本企画提案に参加しようとする者は、当該業務を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の（1）から（8）までの全ての要件を満たす者とする。

(1) 愛媛県内に事業所を有し、松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）と緊密な連携体制が構築できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 国税及び愛媛県税の滞納がない者であること。

(4) 企画提案書の受付期間中において、国又は愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。

(5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成11年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 企画提案書の提出期限の前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(7) 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年条

- 例第24号) 第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。) でないこと。
(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 スケジュール (予定)

- 9月30日 (月) 公募開始
10月7日 (月) 参加申込書及び質問書提出締切
10月15日 (火) 企画提案書提出締切
10月17日 (木) 審査結果通知

5 企画提案への参加及び辞退

企画提案への参加を希望する者は、予め参加申込書 (様式1) を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール、持参又は郵送

(2) 提出期限

令和6年10月7日 (月) 17時15分 (必着)

※持参する場合は、執務時間中 (8時30分から17時15分まで) に持参すること。

(3) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和6年10月15日 (火) 17時15分までに、辞退届 (様式3) を提出すること。

6 質問書の提出

本企画提案について質問がある場合は、以下の点に留意のうえ、質問書 (様式2) を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール

(2) 提出期限

令和6年10月7日 (月) 17時15分 (必着)

(3) その他

① 電話や口頭、提出期限を過ぎての質問は一切受け付けない。

② 提案書の記載内容や審査基準、積算に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については回答しない。

③ 質問及び回答の内容は、本企画提案の参加者全員に電子メールで送付する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出物及び提出部数

① 企画提案提出書 (様式4) 1部

② 企画提案書 (様式指定なし) 5部 (正本1部、副本4部)

③ 見積書（様式指定なし） 5部（正本1部、副本4部）

(2) 企画提案書等の作成方法

① 原則として、A4判（縦向き）、横書き、左綴じで作成し、ページ番号を各ページ下に付すこと。

② 提案書の表紙には、以下の内容を記載すること。

ア 宛名

松山空港利用促進協議会 会長 中村時広

イ 標題

「松山空港国際線（ソウル線・釜山線）増便PR等業務」

ウ 提出年月日

エ 会社名（正本のみ押印）

③ 次の事項を内容に含めること。

ア 提案内容のコンセプト

イ 実施内容

- ・絵コンテや動画サンプルを用いて、CM及びビジョン用動画の構成案を記載すること。構成案については、ソウル線、釜山線それぞれ2案までの提案を可能とする。また、動画サンプルを用いる場合は、データを格納した記録媒体（DVD）を添付すること。

- ・テレビCM放映回数（月毎・タイムランク毎）及びGRPを記載すること。

※GRPは以下の式を用いて算出すること。

【GRP＝番組平均視聴率×放映回数】

※GRP及びタイムランクを総合的に勘案し、広告効果が最大となるよう枠取り案を提案すること。

※GRPの算出に当たっては、以下のデータを指標とすること。なお、自社調査、他団体調査による数値でのGRP算出は不可とする。

GRP算出用データ：ビデオリサーチ社「愛媛地区テレビ視聴率速報」及び「高知地区テレビ視聴率速報」の前年同月視聴率平均値（例：9月の番組平均視聴率は、令和5年9月の番組視聴率の平均値を使用）

- ・ビジョン広告放映回数を記載すること。
- ・効果的、効率的な事業の実施を裏付ける材料を具体的に記載すること。
- ・上記に加え、CM及びビジョン広告と連動したSNS等での広告展開について、ソウル線及び釜山線の認知度向上と利用拡大に資する効果的な案を、積極的に提案すること。

ウ 実施スケジュール

- ・可能な限り具体的なスケジュールを記載すること。

エ 事業の実施体制

- ・法人の組織図及び人員体制（既存資料で可）、本事業を担当する職員の体制（人数、指揮系統等）とその業務の内容を記載すること。

※本事業における貴社の優位性、過去の実績など、特記事項があれば記述するとともに、実績を証明できる契約書の写しを添付すること。ただし、契

約書の写しは企画提案書の枚数に含めない。

オ 事業費内訳（見積額）

・本事業に係る経費の見積り及び内訳を、以下の区分に従い、記載すること。

A CM及びビジョン用動画の制作に要する経費

B CM放映に要する経費

C ビジョン広告放映に要する経費

D その他経費

E 消費税及び地方消費税

※A、B及びCについては、内訳をソウル線・釜山線で区分すること。

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 提出期限

令和6年10月15日（火）17時15分（必着）

※持参する場合は、執務時間中（8時30分から17時15分まで）に持参すること。

(5) 留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、協議会から、書類の不足・不備の補完、不明な内容の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合がある。
- ② 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみとし、複数の提案をすることはできない。
- ④ 企画提案への参加に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- ⑤ 提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ⑥ 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

8 委託先候補者の選定

(1) 企画提案書を提出した者（以下「応募者」という。）の中から委託先候補者を選定するため、審査会を設置し、提出された企画提案書により書面審査を行う。

※プレゼンテーションは原則実施しない。

(2) 次の項目により企画提案内容を総合的に評価し、委託先候補者を選定する。

審査項目	内 容	配点
業務内容の理解度及び業務実績	・業務趣旨を理解した提案となっているか。 ・同種、類似の業務の実績を有しているか。	10
企画力①	・ソウル線及び釜山線の認知度向上かつ利用促進につながる内容となっているか。	25
企画力②	・広告効果を高めるための独自発想や提案が盛り込まれているか。	15
放映戦略①	・広告効果が期待できる放映回数となっているか。	20

放映戦略②	・ 広告効果が期待できる放映時間帯となっているか。	10
専門知識及び業務推進体制	・ 業務を遂行するための必要十分な知識・知見を有するとともに、提案業務の実施に適切な組織体制になっているか。 ・ スケジュールに無理がなく、作業手順は効率的なものであるか。	10
経済性	・ 業務実施に要する経費は適切なものとなっているか。 ・ 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	10

(3) 審査結果については、全ての応募者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果等、審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

9 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 本募集要領に違反又は要求等を申し入れた場合
- ・ 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・ その他不正な行為があった場合

10 契約方法

- (1) 委託契約の締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、協議会と委託先候補者の双方が、提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 仕様書は、当該業務の最低水準を示したものである。したがって、協議会と委託先候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (3) 委託先候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を委託先候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

11 著作権等の取扱

(1) 著作権者

成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、協議会に帰属することとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、協議会が行う。

(3) 権利関係の処理

- ① 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ② 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担

で対応すること。

- ③ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議の上、処理する。

12 問い合わせ先・提出先

松山空港利用促進協議会

(事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局
観光国際課 航空政策室 国際航空振興グループ)

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

(電話番号) 089-912-2313 (FAX番号) 089-912-2489

(メールアドレス) koukuseisaku@pref.ehime.lg.jp